

「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が県内で所有する自然エネルギー発電施設に、地域の非常用電源として活用することができるコンセント設備を整備した場合において、当該コンセント設備及び付随設備を「すだちくんコンセント」及び「すだちくんコンセント付随設備」として認定し、広く周知することで、自然エネルギーを活用した「自立・分散型電源」の導入を促進し、もって本県における電力レジリエンスの強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電施設 徳島県内にある、以下に定める種別の発電を行う施設をいう。
 - ア 太陽光発電
 - イ 水力発電
 - ウ 風力発電
 - エ バイオマス発電
 - オ その他、自然エネルギーを活用した発電方法であるとして、知事が認めるもの
- (2) 対象設備 災害時（停電時）に、自身が所有する発電施設から当該発電施設が設置された地域等へ非常用電源として電力供給することにより、地域の電力レジリエンスを強化することを目的として整備されるコンセント設備、及びそれに付随する設備（以下「付随設備」という）をいう。
- (3) パワコン 発電施設に設置されるパワーコンディショナをいう。
- (4) 標識 「すだちくんコンセント」として認定されたコンセント設備に対し、知事が申請事業者へ支給する掲示物をいう。
- (5) ステッカー 「すだちくんコンセント付随設備」として認定された付随設備に対し、知事が申請事業者へ支給する掲示物をいう。

(対象事業者)

第3条 この要綱の規定に基づき、「すだちくんコンセント」又は「すだちくんコンセント付随設備」の認定を申請することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者又は知事が特に認める者とする。

- (1) 県内に発電施設を導入している事業者、法人格を有する団体（以下「事業者」という。）
- (2) 対象設備を整備済み（発電施設については稼働済み）であり、対象設備を地域で活用することについて具体的な計画を有する者
- (3) 県が実施する自然エネルギーを活用した自立・分散型電源に関する普及啓発事業に協力できる者
- (4) 災害時（停電時）に地域への電力供給が可能な発電施設として公表することに対し同意できる者

(公表する情報)

- ・「すだちくんコンセント」の所在地、位置図
- ・事業者名
- ・事業者の連絡先

・写真（発電施設，対象設備，活用状況等）

- (5) 災害時（停電時）の活用実績について，県から照会があった場合は協力できる者
- (6) 整備したコンセント設備近辺の見えやすい箇所に標識を，整備した付随設備にステッカーを掲示することができる者
- (7) 所在する住所の都道府県税の未納額がない者
- (8) 徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）第4条の2第1項各号に該当しない者

（認定申請）

第4条 「すだちくんコンセント」又は「すだちくんコンセント付随設備」の認定を受けようとする者は，認定申請書（様式第1号）及び当該様式に記載の関係書類を添えて，知事に提出するものとする。

（認定）

第5条 知事は，次のものについて「すだちくんコンセント」として，これに伴い整備した付随設備を「すだちくんコンセント付随設備」として認定する。

- (1) 前条に基づく申請書の提出があった場合に，当該申請書の内容を審査し，現地確認ののち，認定の決定がなされ，知事から認定通知書（様式第2号）により，認定の通知を受けたもの
- (2) 令和2年度に実施した「自立・分散型電源モデル構築事業費補助金」によって整備されたもの

（標識又はステッカーの支給）

第6条 知事は，前条の規定によって「すだちくんコンセント」として認定した対象設備に対して標識を，「すだちくんコンセント付随設備」として認定した対象設備に対してステッカーを支給する。ただし，前条第2号の規定により，既に標識又はステッカーを支給している場合はこの限りではない。

2 1 発電施設につき支給する標識は1枚までとし，1付随設備につき支給するステッカーは1枚までとする。ただし，第8条第3号又は第4号に基づく届出があり，標識又はステッカーの再支給が必要と判断された場合は，この限りではない。

（認定の取消し）

第7条 知事は，次の各号に該当する場合において，「すだちくんコンセント」又は「すだちくんコンセント付随設備」の認定を取り消すものとする。

- (1) 次条第5号に該当するとき
- (2) 認定後，事業者が第3条に規定する事項に反する等の事態が判明したとき
- (3) 事業者の都合により標識又はステッカーの掲示を終了するとき
- (4) その他，知事が必要と認めたとき

2 知事は，前項の規定により認定を取り消したときは，その理由を付して当該事業者へ通知するものとする。

3 事業者は，第1項第3号に該当する場合は，事前に県に知らせることとする。

4 事業者は，第1項の規定による認定の取り消しがあったときは，速やかに標識を知事に返納し，ステッカーを廃棄しなければならない。

(事業者からの届出)

第8条 次の各号に該当する場合には、各様式に掲げる関係書類を添えて、知事に届け出ること。

- (1) 認定後、「すだちくんコンセント」又は「すだちくんコンセント付随設備」の所有権が移転する場合(様式第3号及び第4号)
(変更前の事業者が、変更後の事業者の同意を得た上で届け出ること。)
- (2) 認定後、「すだちくんコンセント」を同一の発電施設内、あるいは異なる発電施設へ移設した場合(様式第5号)
(異なる発電施設に移設した場合、標識についても当該発電施設近辺の見えやすい箇所に移設すること。)
- (3) 経年による劣化や損傷等により、標識又はステッカーの内容の確認が著しく困難と判断される場合(様式第6号)
- (4) 盗難・紛失等により標識を亡失した場合(様式第7号)
- (5) 「すだちくんコンセント」を撤去・処分した場合(様式第8号)
(ただし、第5条第2号に基づいた「すだちくんコンセント」において、「自立・分散型電源モデル構築事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。))第11条の2で規定される耐用年数期間内の場合、交付要綱の様式第4号で読み換えるものとする。)
(「すだちくんコンセント付随設備」のみを撤去・処分する場合、様式第8号の提出は不要。)

なお、第1号、第2号及び第5号については当該事実が発生した日から1か月以内に、第4号については該当する事実を確認した日から1か月以内に届け出るものとする。ただし、第5号ただし書に規定する場合は、交付要綱の提出期限を優先することとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。